

福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業の実施に関する規程及び農地中間管理機構特例事業の実施に関する規程等に定めるところにより、次の各号に定める事業を行う場合に要する経費の一部を手数料として徴収することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 一 農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業）
- 二 農地中間管理機構特例事業（農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業）
- 三 農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日12構改B第320号農林水産事務次官通知）第4に定める農作業受託促進事業
- 四 福島県農業振興公社農作業受委託支援事業実施規程に定める事業

(手数料の徴収及び額)

第2条 公社は、前条に定める事業により農用地の買入、借入、貸付及び受託料前払資金の貸付、農作業の受託、委託並びに解約を行う場合に要する経費の一部を手数料として徴収する。

- 2 手数料の額は、前条第一号の事業については別表1、同条第二号から第四号の事業については別表2を適用する。

(徴収の方法及び時期)

第3条 手数料は、買入、借入及び農作業の委託の場合においては、代金、借賃又は作業料金の支払い時に代金、借賃又は作業料金から差し引き徴収するものとし、貸付及び農作業の受託の場合においては、貸賃又は作業料金の徴収時に徴収する。

- 2 受託料前払資金の貸付に係る手数料は、貸付金の貸付時に貸付金から差し引き徴収するものとする。

(手数料の免除)

第4条 理事長は、福島県とあらかじめ協議のうえ手数料を免除する場合を定め、それに基づき手数料の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第5条 この規定に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行し、平成19年度より適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行し、平成31年7月以降に公告される農用地利用集積計画及び平成31年9月以降に公告される農用地利用配分計画から適用する。
(改元後は新元号及び年次に読み替える)

附 則

この規程は、令和元年6月7日から施行し、令和元年7月以降に公告される農用地利用集積計画及び令和元年9月以降に公告される農用地利用配分計画から適用する。

別表1

区 分	手 数 料
借 入	借賃年額の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (借賃料が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
貸 付	貸賃年額の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (貸賃料が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
解 約	賃借料の解約申出者のいずれか一方から 6,000円

- 備考 1 手数料の徴収は、契約1件ごとに行うものとする。
2 手数料の算定においては、100円未満を切り捨てる。

別表 2

区 分	手 数 料
買 入	買入価格の1.0% ただし、最低 5,000円 最高 150,000円
貸 付	貸付年額の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (貸付料が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
(仲介型) 農作業の受託	作業料金の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (作業料金が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
(仲介型) 農作業の再委託	作業料金の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (作業料金が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
(特定農作業委託契 約) 農作業等の委託	一定額の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 (一定額が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
(特定農作業委託契 約) 農作業等の受託	一定額の1.0% ただし、最低 800円 最高 8,000円 なお、手数料最高額の適用については、同一地区において、複 数の契約が同一日に締結された場合は、当該契約全体を1契約分 と見なすものとする。 (一定額が800円未満の場合は、手数料は徴収しない。)
受託料前払資金の貸 付	前払資金貸付額の1.0% ただし、最低 5,000円 最高 100,000円
解 約	貸付借、使用貸借、農作業の受託・再委託及び農作業等の委託・ 受託の解約申出者のいずれか一方から 6,000円

- 備考 1 手数料の徴収は、契約1件ごとに行うものとする。
- 2 手数料の算定においては、100円未満を切り捨てる。
- 3 2か月の間に同一人から、複数の買入を行った場合、合計額をもって手数料算出の対象額とし、また限度額の適用をするものとする。
この適用を行った場合、金額の大きい順に手数料を算出するものとする。
- 4 「一定額」とは、特定農作業受委託契約において規定する、受託者が委託者に支払う額をいう。
- 5 地区とは、基盤整備地区、農地保有合理化担い手育成地域推進事業（平成16年3月30日付け15経営第6698号農林水産事務次官依命通知に規定する事業をいう。）、農地保有合理化総合推進事業（「農地保有合理化総合推進事業実施要綱」（平成11年4月1日付け11構改B第306号農林水産省構造改善局長通知に規定する事業をいう。）及び集会的利用権等調整事業（「集会的利用権等調整事業実施要綱」（平成8年5月10日付け8構改B第383号農林水産事務次官依命通知に規定する事業をいう。）の実施について指定を受けた地区をいう。